

# **富良野市強靭化計画**

**令和7年4月  
富良野市**

## 【目 次】

<b>第1章 はじめに</b>	
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置付け	3
<b>第2章 富良野市強靭化の基本的考え方</b>	
1 富良野市強靭化の目標	4
2 本計画の対象とするリスク	5
<b>第3章 脆弱性評価</b>	
1 脆弱性評価の考え方	7
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3 評価の実施手順	9
4 評価結果	9
<b>第4章 富良野市強靭化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定</b>	
1 施策プログラム策定の考え方	23
2 施策推進の指標となる目標値の設定	23
3 推進事業の設定	23
【富良野市強靭化のための施策プログラム一覧】	24
<b>第5章 計画の推進管理</b>	
1 計画の推進期間等	50
2 計画の推進方法	50
<b>【別表】 富良野市強靭化のための推進事業一覧</b>	51

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

令和6年に発生した能登半島地震では、多くの人命や財産が犠牲となるとともに、高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という厳しい条件が幾重にも重なった災害であり、甚大な被害が発生した。今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として再認識されることとなった。

富良野市においても、昨今の地球温暖化の影響を受けた異常気象に伴う風水害や十勝岳の火山噴火など、自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、基本法が制定されて10年が経過しようとする中、令和5年6月14日に、国土強靭化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靭化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靭化基本法が可決・成立し、継続的かつ安定的に国土強靭化の取組を進めることができるとともに、同年7月28日には、新たな国土強靭化基本計画が策定され、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靭化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るための地域計画として、「北海道強靭化計画」を2015年3月に策定。10年が経過した2025年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

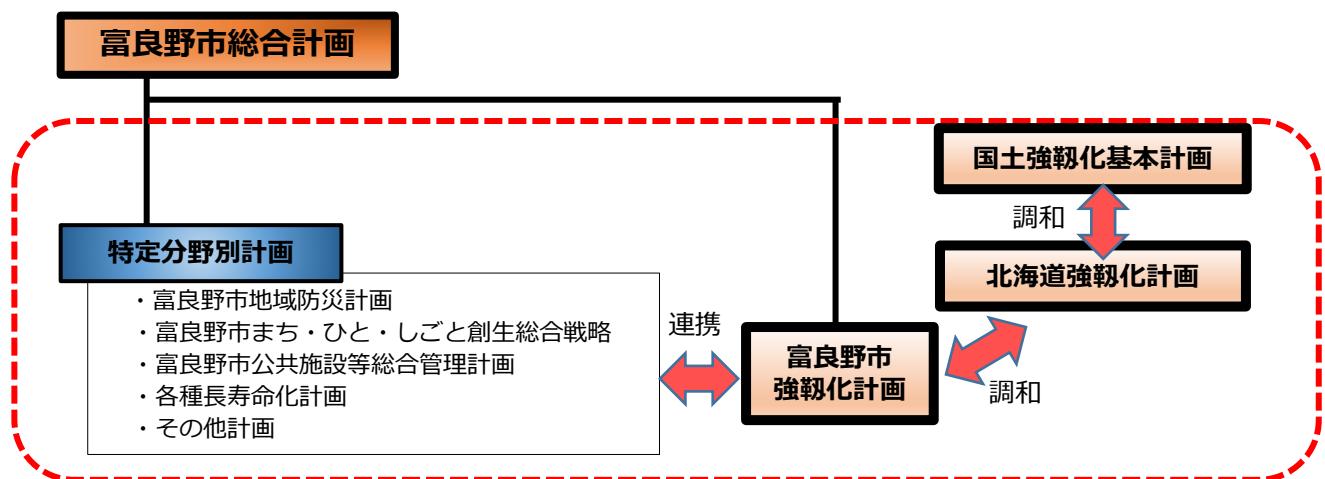
この間、富良野市においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「富良野市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、富良野市の強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靭化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、富良野市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「富良野市強靭化計画」を一部改訂する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、富良野市の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 第2章 富良野市強靭化の基本的考え方

### 1 富良野市強靭化の目標

富良野市強靭化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することに加え、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靭化に積極的に貢献していくことにある。

また、本市の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

富良野市の強靭化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、富良野市強靭化を進めるに当たっては、國の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靭化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを富良野市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 富良野市強靭化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と富良野市の社会経済システムを守る
- (2) 富良野市の強みを活かし、国・北海道全体の強靭化に貢献する
- (3) 富良野市の持続的成長を促進する

## 2 本計画の対象とするリスク

---

富良野市強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靭化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「市民の生命・財産と富良野市の社会経済システムを守る」という観点から、富良野市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「国・北海道全体の強靭化に貢献する」という観点から、市外における大規模自然災害についても、富良野市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 2-1 富良野市における主な自然災害リスク

#### (1) 地震

- 内陸型地震 (H31 地震調査研究推進本部長期評価)
  - ・ 富良野断層帯東部の発生確率・・・M7.2 程度以上、30 年以内に 0%~0.01%
  - ・ 富良野断層帯西部の発生確率・・・M7.2 程度以上、30 年以内に 0%~0.03%
- 過去の被害状況
  - ・ 北海道胆振東部地震 (2018 年) M6.7、最大震度 7、死者 44 人  
住家被害全壊 479 棟、半壊 1,736 棟  
非家宅被害 2,620 棟 (全・半壊)

※富良野市で震度 4 を記録。人的被害はなかったが、全市域でおよそ 2 日間停電した影響により、地下水断水、商業被害、観光被害、畜産被害等が発生

#### (2) 火山噴火

- 十勝岳火山 (常時観測火山)
- 過去の被害状況
  - ・ 1926~28 年 死者・行方不明者 144 名 建物 37 棟・田畠 740ha 消滅  
※富良野市被害なし
  - ・ 1962 年 死者 5 名 ※富良野市被害なし
  - ・ 1988~89 年 ※富良野市及び近隣自治体に被害なし

#### (3) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 道内における過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個 (全国平均約 6 個) と比較的少ないが、これまでにも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が市内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に 2016 年 8 月中旬以降に北海道に接近・上陸した一連の台風 (7 号・9 号・10 号・11 号) に伴う大雨や台風によって、道内で甚大な被害が発生 (死者 4 名・

- 行方不明者 2 人、被害住宅は、全壊 39 棟、半壊 113 棟)
- 1991 年から 2017 年の間に、道内で 47 の竜巻等突風が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 名の死者が発生）

#### (4) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である富良野市では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、道内で 9 名の死者が発生  
※富良野市では 1 名の死者が発生

### 2-2 市外における主な自然災害リスク

#### (1) 首都直下地震

- 発生確率 … M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 … 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、  
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

#### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率 … M8 ~ 9 クラス、30 年以内に 70~80%程度
- 被害想定 … 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、  
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、  
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

#### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

- 発生確率 … M8.8 以上、30 年以内に 7~40%
- 被害想定 … 千島海溝  
(負傷者 10 万人 経済被害 17 兆円 被害範囲：北海道東部)  
日本海溝  
(負傷者 30 万人 経済被害 31 兆円 被害範囲：北海道十勝沖  
周辺、東北地方太平洋沖周辺)

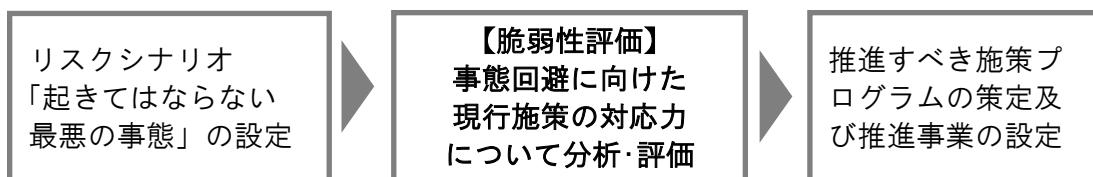
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

富良野市としても、本計画に掲げる富良野市強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、富良野市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- また、国土強靭化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた富良野市の対応力についても、併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など富良野市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、富良野市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18 の「起きてはならない最悪の事態】】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出
		4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたり孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

### **3 評価の実施手順**

---

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数值データを収集し、参考指標として活用した。

### **4 評価結果**

---

評価結果は次のとおり。

## (1) 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (住宅、建築物等の耐震化)

- 「富良野耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。
- 観光施設や文化財(建築物)について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「富良野市公共施設等総合管理計画（H28 策定）」に沿った維持管理を行うほか、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定するなどし、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 「富良野市公営住宅等長寿命化計画（R3 改訂）」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 市街地等における既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、「富良野市地区再生計画」（令和4年3月）に基づく「富良野都市計画東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業」を実施し、公民連携による計画的な市街地の更新を行う。
- 富良野市空家等対策計画に基づき、空き家、空き建築物の利活用や除却を行う。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時ににおいて、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。
- 道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みの構築を促進する。その際、国及び市町村と連携し、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、除雪体制の優先的な確保を図る。
- (その他)
- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。
- 大規模盛土造成地マップや宅液状化の制作をはじめとする変動予測調査実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。
- 地震による被害軽減施策を進めるため、国の断層モデルの設定状況を踏まえ検討を行う必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	約 75% (R2)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 89% (R2)
・公立小中学校の耐震化率	100% (R3)
・医療施設の耐震化率	100% (R2) ※耐震改修促進法で規定する多数利用建築物
・社会福祉施設の耐震化率	約 91% (R2) ※多数利用建築物で規定する多数利
・社会体育施設の耐震化率	100% (R6)
・築30年以上が経過した市内公営住宅の棟数率	約 64% (R6) 棟数 133 棟 30 年以上経過 85 棟
・指定一般避難所及び指定緊急避難場所の指定状況	指定一般避難所 15 箇所 指定緊急避難場所（広域避難場所含む） 28 箇所 (R1)
・福祉避難所の指定状況	1 施設 (R1) →変更なし
・市街地等の幹線道路の無電柱化率	3% (R1) →変更なし

## 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (警戒避難体制の整備等)

- 十勝岳については、噴火警戒レベルの運用や防災ガイドマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図り、所要の対応を行う必要がある。
  - 土砂災害警戒区域等は北海道の実施する基礎調査等の協力により指定を推進するとともに、防災ガイドマップ等による周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制の整備を促進する必要がある。
- (砂防設備等の整備、老朽化対策)
- 「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成 22 年策定）に基づく国の十勝岳砂防事業が進められているが、関係機関の連携のもと、早期完成を推進する必要がある。
  - 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組みを進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行なう必要がある。
  - 山地災害危険地区等の周辺森林において、地域の特性に応じた樹種を植栽するとともに、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・防災ガイドマップの作成状況 改定（R5）
- ・十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業の整備進捗率約 79%（H29）
- ・土砂災害警戒区域等の指定状況（R6）1箇所（土砂災害特別警戒区域（北二線川）解除
- ・土砂災害危険箇所数（R6） 土石流危険渓流 16 箇所、急傾斜崩壊危険箇所 8 箇所 → 変更なし

## 1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (富良野市防災ガイドマップの整備)

- 外水・内水ハザードマップを加えた富良野市防災ガイドマップを R5 年度にそれぞれ作成・全戸配布しているが、市民への周知を推進し、継続した防災訓練を実施する必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるようタイムライン（防災行動計画）を想定した防災訓練の実施を検討する必要がある。

#### (河川改修等の治水対策)

- 国、道、市では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 国、道が設置する樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、下水道施設である雨水幹線の整備など、計画的な雨水対策を推進する。

### 【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成状況 作成済（R5 改定）
- ・内水ハザードマップの作成状況 作成済（R5）
- ・避難情報着目型タイムラインの試行的な運用を開始した河川 5 河川（空知川、富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川、西達布川）

## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

#### (除排雪体制の確保)

- 適切な除排雪を推進するとともに、急激な豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

#### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など本市の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 断熱材や内窓の追加、風除室を備えるなど、本市の積雪寒冷に対応した応急仮設住宅の建設について検討を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

道路点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 100%を維持  
富良野市備蓄計画に基づき継続的に備蓄整備を行う

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

#### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道内の関係機で構成する北海防災会議による総合訓練をはじめと各種 防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。
- 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した地上訓練や実働訓練のほか、北海道ヘリコプター等運用調整会議などを通じて航空機を保有する関係機関の相互連携を強化し、運航ルールを周知・徹底するなど安全かつ的確な航空機の運航を確保する。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

#### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、上富良野駐屯地に駐屯している部隊、装備、人員の維持・拡充に向けて沿線市町村とともに連携して取組む。

#### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 沿線市町村で高機能指令センターによる通信一元化する消防と連携し、防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムや様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

#### (消防団活動の促進)

- 市町村における地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

**【指標（現状値）】**

- 富良野市防災訓練の実施件数 年1回 (R6) →継続

**2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺大規模な自然災害と感染症との同時発生****【評価結果】****(被災時の医療支援体制の強化)**

- 富良野協会病院（災害拠点病院）に設置されているDMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した効果的な実働訓練を検討する。
- 富良野協会病院（災害拠点病院）における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。

**(災害時における福祉的支援)**

- 社会福祉法人等との協定に基づき、福祉的対応に係る人的支援について連携強化する。
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等に避難確保計画を策定し、入所者の安全を確保するとともに災害の規模に応じて避難先の確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制を推進する。

**(保健所機能の充実)**

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制の整備、災害時の避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進するとともに、平時から、市町村において、円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国等と連絡調整を行う。

- 平時における感染症対策として、富良野保健所との検査・相談体制や空港・港湾における検疫体制の充実を図る。

**(防疫対策)**

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

- 平時における感染症対策として、保健所等と連携し、検査・相談体制の充実を図る。

**【指標（現状値）】**

- 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

第1期 100% (R6)

第2期 94.8% (R6)

**2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止****【評価結果】****(物資供給等に係る連携体制の整備)**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を推進しの実行に努め、その実効性を確保確認するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行う受けけるため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供にあたって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、をはじめ供給物資の種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう優先して復旧すべき区間を関係機関と協議し、通行を確保する必要がある。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

**(非常用物資の備蓄促進)**

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、備蓄整備方針を策定に努め、富良野市備蓄計画に基づき物資調達等の体制整備に取り組む。
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市の非常用物資の備蓄体制の

強化に向けた取組を推進する。

- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

#### 【指標（現状値）】

- ・備蓄整備方針の策定状況 未策定 (R1) → 富良野市備蓄計画策定 (R3)
- ・災害協定件数 30件 (R1) → 35件 (R6)

### 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

#### 【評価結果】

##### (避難所等の指定・整備・普及啓発)

- 現在、13の指定一般避難所及び29の指定緊急避難場所等が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、自主防災組織代表者や地域防災マスター等との連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、富良野市避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組みが最大限發揮できるよう促す必要がある。
- 災害時に支援を要する要配慮者の安全確保を図るために必要な指定福祉避難所についても、1施設（ふれあいセンター）のみとなっており、更なる指定を推進するとともに、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進め、指定福祉避難所の対象者や位置付け等に関し、住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所等として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
- 富良野都市計画東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業により、市街地に防災機能として活用可能な汎用性の高い広場（名称：東5条広場、都市施設）を配置する。
- 被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。

##### (避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへ対応など避難者健康面配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても促進する。
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。

##### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 市が設置する避難所等における防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本道の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

##### (避難住民の「こころのケア」体制の充実)

- 災害時における精神保健活動の支援等を行うD.P.A.T（災害派遣精神医療チーム）の派遣体制の充実に向け、北海道への要請体制の確立や関係機関との連携の連携を行う。

#### 【指標（現状値）】

- ・富良野市における非常用電源の備蓄状況 → 34台 (R6)
- ・富良野市におけるストーブの備蓄状況 → 34台 (R6)
- ・携帯トイレの整備台数 → 1002 (R6)
- ・段ボールベッドの整備台数 → 81 (R6)

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 【評価結果】

###### (災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応等を含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画及び業務継続計画等の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には被災者に対し庁舎等を開放し、電源の確保に努めるとともに、災害時のエネルギー確保のため再生可能エネルギーの活用を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

###### (業務継続体制の整備)

- 業務継続計画を適宜、検証・見直しを行い、災害発生時に行政サービスの機能低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における業務継続体制の整備を促進する必要がある。

###### (ICT部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、サーバー室の上層階への移設や重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「ICT部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある
- 市の業務遂行の重要な手段として利用されているICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)を適宜、検証・見直しをする必要がある。

###### (他自治体等との広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道、北海道市長会及び北海道町村会等との応援協定を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、他の自治体に応援する場合についても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備、宿泊施設の確保など事前に応援体制を検討しておく必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 147人 (R6)
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震率 100% (R6)
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 (本庁舎、保健センター) 50.0% (R1)
- ・ 消防署の耐震化率 (富良野、山部) 100% (R1)
- ・ 業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・ ICT部門の業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・ 他自治体等との相互応援協定 北海道、北海道市長会、北海道町村会、全国へそのまち協議会加盟市町村、道北9市等

## (4) 経済活動の機能維持

### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出

#### 【評価結果】

##### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を市外の企業に向けて積極的に発信する。

##### (企業の事業継続体制の強化)

- 北海道胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定を、これまで以上に促進するため、セミナー等を開催し、企業の防災・減災・事業継続についての意識情勢を図るほか、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、策定支援を継続する必要がある。また、商工会・商工会議所が市と共同で策定した「事業継続力強化支援計画」については、道の「ガイドライン」を踏まえ、適宜見直しを行う。

##### (被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るために被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

#### 【指標（現状値）】

- ・事業継続力強化支援計画 策定済 (R2) → 適宜見直しを行う

### 4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

#### 【評価結果】

##### (食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本市の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化、老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

##### (農産業の体質強化)

- 厳しい環境にある本市の農業の生産力を確保するため、地籍調査事業、経営安定対策、担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、A I、I o Tの活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

##### (食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であること、さらに、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する。

##### (農産物の产地備蓄の推進)

- 農産物の長期貯蔵が可能となる施設、設備の整備を進め、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

##### (生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場や業者間の相互応援体制の強化を図る。

#### 【指標（現状値）】

- ・農家戸数 485 戸 (R6) → 現状を維持する。
- ・耕作面積 9.035ha (R6) → 現状を維持する。
- ・新規就農者数 2 組 4 名 (R6) → 年間 2 組
- ・地籍調査進捗率 (東山地区) 45.0% (R1) → 60.1% (R6)

### 4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

#### 【評価結果】

##### (森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

#### 【指標（現状値）】

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積   | 27,640.80ha (R6) |
| ・市有林において多様な方法で更新する人工林の面積 | 479.90ha (R6)    |

## (5) 情報通信網や電力等、ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### 【評価結果】

##### (関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を検討するなど、通信手段の多重化を推進する。

##### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の「避難勧告指示等に関するガイドライン」の改定を踏まえた「避難勧告指示等の判断・伝達マニュアル」や各種災害に係る避難勧告指示等の発令基準の見直しを適宜行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線等の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとレアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を推進する。
- 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転・整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティFM局との連携を推進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を推進する。

##### (観光客・高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時においては観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施やホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

##### (帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難

場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザーリスト制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、  
体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指標（現状値）】

・自主防災組織活動カバー率	48% (H30)	→ 49% (R6)
・避難勧告指示等に係る具体的な発令基準の策定状況		
水害	策定済 (R4 改定)	→ 適宜更新
土砂災害	策定済 (R4 改定)	→ 適宜更新
・防災訓練の実施回数	1回 (R6)	→ 繼続的に実施する
・地域住民避難訓練支援	1回 (R6)	→ 繼続的に実施する

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本市における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を今後も推進する。

(電力基盤等の整備)

- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコーポレーティブシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を検討する。
- 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、市民等へ発信するため、国、道、電気事業者等との連携強化を図る。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 太陽光、水力、木質燃料等の自然由来エネルギーの活用を進めるとともに、市独自の廃棄物（RDF）エネルギー施策の促進を図ることで、本市におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を推進する。

(石油燃料供給の確保等の防災対策)

- 富良野地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【指標（現状値）】

新エネルギーを導入した公共施設 2施設 (R1) → 4施設 (R6)

## 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の耐震化と計画的な更新計画に基づく老朽化対策を推進する。
- 富良野市水道事業災害対策マニュアルに基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。

#### (下水道施設の防災対策)

- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する。
- 富良野市下水道事業業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。
- 老朽化している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを推進するとともに、富良野市生活排水処理基本計画に基づき汚水処理人口普及率の向上に向けた啓発を行う。

#### 【指標（現状値）】

- ・老朽管更新延長 年 500M → 継続
- ・業務継続に係る訓練の実施 年 1回 → 継続

### 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### 【評価結果】

##### (高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

##### (道路施設の防災対策等)

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

##### (鉄道施設の耐震化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。

##### (災害時における新たな交通手段の活用)

- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。

#### 【指標（現状値）】

- ・橋梁定期点検 262 橋 (R6) → 繼続的に点検
- ・橋梁修繕工事 16 橋 (R6) → 健全度により実施
- ・橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済 (R6) → 定期的に見直し

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 富良野市災害廃棄物処理計画（策定済）に基づき、早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理し、するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、他市町村との相互協力支援体制の構築に努める。

##### (地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、国や北海道と連携して土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

##### (仮設住宅等の迅速な確保)

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、職員の業務が過重となるよう、事前に職員の派遣を要請するなど、必要な方策の検討を行う必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1) → R3 策定
- ・地籍調査進捗率 10.61% (R1) → 15% (R6)

### 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

#### 【評価結果】

##### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

##### (行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び他市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と連携し、応援体制の強化を図る。

##### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。

#### 【指標（現状値）】

- ・道内建設業就業者における 15~29 歳の構成比 8.3% (R6)

## 第4章 富良野市強靭化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、富良野市における強靭化施策の取組方針を示す「富良野市強靭化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、富良野市が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

## 【富良野市強靭化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅、建築物等の耐震化)

- 「富良野耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 観光施設や文化財(建築物)について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「富良野市公共施設等総合管理計画（H28策定）」に沿った維持管理を行うほか、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定するなどし、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 「富良野市公営住宅等長寿命化計画（R3改訂）」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 市街地等における既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、「富良野市地区再生計画」（令和4年3月）に基づく「富良野都市計画東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業」を実施し、公民連携による計画的な市街地の更新を行う。
- 富良野市空家等対策計画に基づき、空き家、空き建築物の利活用や除却を行う。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(その他)

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。
- 大規模盛土造成地マップや宅液状化の制作をはじめとする変動予測調査実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。
- 地震による被害軽減施策を進めるため、国の断層モデルの設定状況を踏まえ検討を行う必要がある。

《指標》

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	約 75% (R2)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 89% (R2)
・公立小中学校の耐震化率	100% (R4)
・医療施設の耐震化率	100% (R2)
※耐震改修促進法で規定する多数利用建築物	
・社会福祉施設の耐震化率	約 91% (R2)
※多数利用建築物で規定する多数利用建築物	
・社会体育施設の耐震化率	100% (R6)
・築 30 年以上が経過した市内公営住宅の棟数率	約 64% (R7) 棟数 133 棟 30 年以上経過 85 棟
・地区再生計画区域内に於ける建物耐用年限超過	約 56% (R3)
・地区再生計画区域内に於ける建物耐用年限 2/3 超過	約 20% (R3)
・指定一般避難所及び指定緊急避難場所の指定状況	
指定一般避難所	15 箇所 (R1) → 13 箇所 (R6)
指定緊急避難場所（広域避難場所含む）	28 箇所 (R1) → 29 箇所 (R6)
・福祉避難所の指定状況	1 施設 (R1) → 変更なし
・市街地等の幹線道路の無電柱化率	3% (R1) → 変更なし

地域居住機能再生推進事業

I C アクセス道路補助

無電柱化推進計画事業補助

公共施設等適正管理推進事業債

## 1－2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備等)

- 十勝岳については、噴火警戒レベルの運用や富良野市防災ガイドマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図り、所要の対応を行う必要がある。
- 土砂災害警戒区域等は北海道の実施する基礎調査等の協力により指定を推進するとともに、防災ガイドマップ等による周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制の整備を促進する必要がある。

### (砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成 22 年策定）に基づく国との十勝岳砂防事業が進められているが、関係機関の連携のもと、早期完成を推進する必要がある。
- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組みを進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。
- 山地災害危険地区等の周辺森林において、地域の特性に応じた樹種を植栽するとともに、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

### 《指 標》

- ・ 防災ガイドマップの作成状況 改定 (R5)
- ・ 十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業の整備進捗率約 79% (H29)
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定状況 (R1R6) 土石流危険渓流 5箇所、急傾斜崩壊危険箇所 5箇所 1箇所（土砂災害特別警戒区域（北二線川）解除）
- ・ 土砂災害危険箇所数 (R6) 土石流危険渓流 16箇所、急傾斜崩壊危険箇所 8箇所

### 《推進事業》

社会資本整備総合交付金  
防災・安全交付金  
住宅市街地総合整備促進整備費補助  
中小企業総合振興資金貸付  
学校施設環境改善交付金  
社会福祉施設整備事業  
特別支援学校施設整備事業  
保育所等整備事業  
認定こども園施設整備支援事業

宮崎工事監理

地域居住機能再生推進事業

I C アクセス道路補助

無電柱化推進計画事業補助

公共施設等適正管理推進事業債

### 1－3 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(富良野市防災ガイドマップの作成)

- 外水・内水ハザードマップを加えた富良野市防災ガイドマップをR4年度にそれぞれ作成・全戸配布しているが、市民への周知を推進し、継続した防災訓練を実施する必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるよう外水・内水はん濫を想定したタイムライン（防災行動計画）を想定した防災訓練の実施を検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、市では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進歩途上であり、近年浸水被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 国、道が設置する樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、下水道施設である雨水幹線の整備など、計画的な雨水対策を推進する。○ 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、下水道施設である雨水幹線の整備など、計画的な雨水対策を推進する。

#### 《指標》

洪水ハザードマップの作成状況 作成済 (R4 改定)

内水ハザードマップの作成状況 作成済 (R5)

避難情報着目型タイムラインの試行的な運用を開始した河川 5 河川（空知川、富良野川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川、西達布川）

### 《推進事業》

都市小河川改修事業

特別対策事業

直轄河川事業

防災・安全交付金

治水維持補修

土木施設維持管理

公共施設等適正管理推進事業債

## 1－4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

### (除雪体制の確保)

- 適切な除排雪を推進するとともに、急激な豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

### 《指標》

道路点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 100%を維持

富良野市備蓄計画に基づき継続的に備蓄品を整備する

### 《推進事業》

防災・安全交付金

道路除雪

社会資本整備総合交付金

補助道路除雪事業

特別対策事業

地域づくり総合交付金

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

### 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

#### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による総合訓練をはじめと各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、災害対策本部へのリエゾン派遣を要請するなど情報共有体制の整備を検討する。
- 航空機による迅速な救助・救急活動支援を受けるため、災害時を想定した図上訓練のほか、北海道との相互連携を継続する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、特に上富良野駐屯地に駐屯している部隊、装備、人員の維持・拡充に向けて沿線市町村とともに連携して取組む。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 沿線市町村で高機能指令センターによる通信一元化する消防と連携し、防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムや様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

(消防団活動の促進)

- 市町村における地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

#### 《指標》

- ・ 富良野市防災訓練の実施件数 年1回 (R6) → 継続

#### 《推進事業》

- 総合防災体制整備事業
- 緊急消防援助隊設備整備事業
- 広域連合内通信一元化事業

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺大規模な自然災害と感染症との同時発生

### (被災時の医療支援体制の強化)

- 富良野協会病院（災害拠点病院）に設置されている DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した効果的な実働訓練を検討する。
- 富良野協会病院（災害拠点病院）における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。

### (災害時における福祉的支援)

- 社会福祉法人等との協定に基づき、福祉的対応に係る人的支援について連携強化する。
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等に避難確保計画を策定させ、入所者の安全を確保するとともに災害の規模に応じて避難先の確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制を推進する。

### (保健所機能の充実)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制の整備、災害時の避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進するとともに、平時から、市町村において、円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国等と連絡調整を行う。
- 平時における感染症対策として、富良野保健所との検査・相談体制の充実を図る。

### (防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- 平時における感染症対策として、保健所等と連携し、検査・相談体制の充実を図る。

#### 《指標》

予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率  
第1期 100% (R6)  
第2期 94.8% (R6)

#### 《推進事業》

災害拠点病院整備事業

災害福祉広域ネットワーク構築事業  
感染症予防費負担

2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練などの実行に努め、その実効性を確保確認するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行う受けるため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、物資拠点施設等をはじめ供給物資の種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう優先して復旧すべき区間を関係機関と協議し、通行を確保する必要がある。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、富良野市備蓄計画に基づき物資調達等の体制整備に取り組む。
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

### 《指 標》

備蓄整備方針の策定状況 未策定 (R1) → 策定 (R6)  
災害協定件数 30 件 (R1) → 35 件 (R6)

### 《推進事業》

地域づくり総合交付金  
総合防災体制整備  
社会资本整備交付金  
防災・安全交付金

**2－4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生**

#### (避難所等の指定・整備・普及啓発)

- 現在、13 の指定一般避難所及び 29 の指定緊急避難場所等が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、自主防災組織代表者や地域防災マスター等との連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、富良野市避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組みが最大限発揮できるよう促す必要がある。
- 災害時の避難場所等として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
- 富良野都市計画東 5 条 3 丁目街区地区第一種市街地再開発事業により、市街地に防災機能として活用可能な汎用性の高い広場（名称：東 5 条広場、都市施設）を配置する。
- 被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。

#### (避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへ対応など避難者健康面配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーテイションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても促進する。
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 市が設置する避難所等における防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本道の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

(避難住民の「こころのケア」体制の充実)

- 災害時における精神保健活動の支援等を行うD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣体制の充実に向け、北海道への要請体制の確立や関係機関との連携の連携を行う。

**《指標》**

備蓄状況	毛布	510 枚 (R1) → 1000 枚 (R6)
	寝袋	0 枚 (R1) → 500 枚 (R6)
	発電機（小型）	11 台 (R1) → 16 台 (R6)
	発電機（45KVA）	2 台 (R1) → 2 台 (R6)
	発電機（60KVA）	1 台 (R1) → 3 台 (R6)
	石油ストーブ	9 台 (R1) → 16 台 (R6)
	簡易トイレ	9 台 (R1) → 30 台 (R6)
	携帯用トイレ	1,000 個 (R1) → 10,000 個 (R6)
	簡易ベッド（ダンボールベッド）	25 台 (R1) → 100 台 (R6)
	アルミマット	212 枚 (R1) → 500 枚 (R6)

**《推進事業》**

災害拠点病院整備事業  
災害福祉広域ネットワーク構築事業  
感染症予防費負担

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 富良野市業務継続計画に規定している災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マスター制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害発生時に設置する災害対策本部機能を最大限に発揮するため、富良野市複合庁舎等の各種機能維持の整備を継続する。また、災害時には、外国人観光客を含む被災者に対し指定避難場所として庁舎等を開放するなど市民の安全確保に努める。

##### (行政の業務継続体制の整備)

- 富良野市業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に沿った取組を計画的に進めるとともに、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 市内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、北海道、北海道市長会、北海道町村会並びに全国へそのまち協議会等における応援協定の枠組みに沿って、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。

### 《指 標》

- ・消防団員数 147人 (R6)
- ・防災拠点となる公共施設等の耐震率 100% (R6)
- ・災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率(本庁舎、保健センター) 50.0% (R1)
- ・消防署の耐震化率(富良野、山部) 100% (R1)
- ・業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・ICT部門の業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・他自治体等との相互応援協定 北海道、北海道市長会、北海道町村会、全国へ  
そのまち協議会加盟市町村、道北9市等

### 《推進事業》

- 総合防災体制整備
- 庁舎等營繕
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

#### 4. ライフラインの確保

##### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を市外の企業に向けて積極的に発信する。

(企業の事業継続体制の強化)

- 北海道胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定を、これまで以上に促進するため、セミナー等を開催し、企業の防災・減災・事業継続についての意識情勢を図るほか、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、策定支援を継続する必要がある。また、商工会・商工会議所が市と共同で策定した「事業継続力強化支援計画」については、道の「ガイドライン」を踏まえ、適宜見直しを行う。

##### 《指標》

事業継続力強化支援計画 策定済 (R2) → 適宜見直しを行う

##### 《推進事業》

- 企業立地促進費補助
- サテライトオフィス誘致事業
- 企業立地促進費補助金
- データセンター集積推進事業
- 中小企業総合振興資金貸付

##### 4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本市の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化、老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

(農産業の体质強化)

- 厳しい環境にある本市の農業の生産力を確保するため、地籍調査事業、経営安定対策、担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、A I、I o Tの活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であること、さらに、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 農産物の長期貯蔵が可能となる施設、設備の整備を進め、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場や業者間の相互応援体制の強化を図る。

#### 《指 標》

・ 農家戸数	485 戸 (R6)	→ 現状を維持する。
・ 耕作面積	9,035ha (R6)	→ 現状を維持する。
・ 新規就農者数	2 組 4 名 (R6)	→ 年間 2 組
・ 地籍調査進捗率 (東山地区)	45.0% (R1)	→ 60.1% (R6)

#### 《推進事業》

農業農村整備事業  
中山間地域等直接支払事業  
経営所得安定対策直接支払事業  
農業次世代人材投資事業  
強い農業担い手づくり総合交付金事業  
産地生産基盤パワーアップ事業  
地籍調査事業

### 4 – 3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指標》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 27,640.80ha (R6)  
市有林において多様な方法で更新する人工林の面積 479.90ha (R6)

《推進事業》

多面的機能支払事業  
治山事業  
小規模治山事業  
特別対策事業  
地すべり調査管理  
山村防災情報共有体制整備事業  
森林整備事業  
地域森林計画編成事業  
富良野市民有林育成推進事業  
エゾシカ対策推進  
捕獲従事者育成等事業  
エゾシカジビエ利用拡大推進事業

## 5. 情報通信網や電力等、ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図る。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムの使用について、防災訓練や日常の災害対応の都度、確認する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を検討するなど、通信手段の多重化を推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の「避難勧告指示等に関するガイドライン」の改定を踏まえ、市で作成する「避難情報発令の判断、伝達マニュアル」や各種災害に係る高齢者避難等の避難勧告指示等の発令基準の見直しを適宜行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線等の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線ＬＡＮ機能の整備、北海道防災情報システムとニアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を推進する。
- 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転・整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティFM局との連携を推進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を推進する。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時においてはＳＮＳ等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者要支援者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育出前講座（防災講座）を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザーリスト制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。

- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

#### 《指 標》

自主防災組織活動力バー率	48% (H30)	→ 49% (R6)
避難勧告指示等に係る具体的な発令基準の策定状況		
水害	策定済 (R4 改定)	→ 適宜更新
土砂災害	策定済 (R4 改定)	→ 適宜更新
防災訓練の実施回数	1回 (R6)	→ 繼続的に実施する
地域住民避難訓練支援	1回 (R6)	→ 繼続的に実施する

#### 《推進事業》

防災・安全交付金  
地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業  
総合防災体制整備  
土木施設維持管理  
治水維持補修  
通信管理費  
交通安全施設整備事業  
災害時外国人多言語支援事業  
学校安全対策事業  
防災教育推進事業  
公共施設等適正管理推進事業債

## 5－2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本市における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を今後も推進する。

#### (電力基盤等の整備)

- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコーポレートネーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を検討する。
- 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、市民等へ発信するため、国、道、電気事業者等との連携強化を図る。

#### (多様なエネルギー資源の活用)

- 太陽光、水力、木質燃料等の自然由来エネルギーの活用を進めるとともに、市独自の廃棄物（RDF）エネルギー施策の促進を図ることで、本市におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を推進する。  
(石油燃料供給の確保等の防災対策)
- 富良野地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

《指 標》

新エネルギーを導入した公共施設 2 施設 (R1) → 4 施設 (R6)

《推進事業》

総合防災体制整備  
地域バイオマス利活用促進事業  
バイオマス利活用推進事業  
新エネルギー等率先導入推進事業  
省エネルギー・新エネルギー促進事業  
新エネルギー導入加速化事業  
木質バイオマス資源活用促進事業  
林業・木材産業構造改革事業  
地域主体の新エネ導入支援事業  
地域資源活用基盤整備支援事業  
エネルギー地産地消事業化モデル支援事業  
水素社会推進事業  
リサイクル産業振興対策

5－3 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(水道施設の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の耐震化と計画的な更新計画に基づく老朽化対策を推進する。
- 富良野市水道事業災害対策マニュアルに基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。

(下水道施設の防災対策)

- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する。
- 富良野市下水道事業業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。
- 老朽化している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを推進するとともに、富良野市生活排水処理基本計画に基づき汚水処理人口普及率の向上に向けた啓発を行う。

**《指 標》**

老朽管更新延長	年 500M	→ 継続
業務継続に係る訓練の実施	年 1 回	→ 継続

**《推進事業》**

水道施設老朽化更新・耐震化事業  
 下水道ストックマネジメント計画改築・更新事業  
 生活基盤施設耐震化等補助金事業  
 防災・安全交付金

**5－4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等)

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

(鉄道施設の耐震化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。  
(災害時における新たな交通手段の活用)
- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。

**《指 標》**

橋梁定期点検 262 橋 (R6) → 継続的に点検

橋梁修繕工事 16 橋 (R6) → 健全度により実施

橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済 (R6) → 定期的に見直し

**《推進事業》**

直轄道路事業

地域連携推進事業費補助

社会資本整備総合交付金

防災・安全交付金

I C アクセス道路補助

特定道路事業交付金

大規模修繕・更新補助事業

特別対策事業

土砂災害対策道路事業補助

農業農村整備事業

森林整備事業

道路維持補修

土木施設維持管理

道路メンテナンス事業補助

公共施設等適正管理推進事業債

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 富良野市災害廃棄物処理計画（策定済）に基づき、早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理し、するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、他市町村との相互協力支援体制の構築に努める。

#### (地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、国や北海道と連携して土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

#### (仮設住宅等の迅速な確保)

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、職員の業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣を要請するなど、必要な方策の検討を行う必要がある。

#### 《指標》

災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R1) → R3 策定

地籍調査進捗率 10.61% (R1) → 15% (R6)

#### 《推進事業》

ごみ処理広域化・集約化事業費

地籍調査事業

### 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

#### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者

などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び他市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と連携し、応援体制の強化を図る。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。

《指標》

- ・道内建設業就業者における 15~29 歳の構成比 8.3% (R6)

《推進事業》

- 総合防災体制整備
- 建設業経営体質強化対策事業
- 地域がうるおう農村ツーリズム発展事業

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和7年から令和11年まで）とする。

また、本計画は、富良野市の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

##### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、富良野市強靭化のスパイラルアップを図っていく。

## 【別表】 富良野市強靭化のための推進事業一覧

- ・当該事業の事業実施主体を推進事業名の末尾に〔 〕書きで記載。
- ・当該事業が複数の小事業で構成されている場合には、事業概要の〔 〕内に小事業名を記載し、小事業ごとに事業概要を記載。

所管名	推進事業名	事業概要	リスク シナリオ
総務部	総合防災体制整備〔道〕	【火山・地震防災対策強化推進】 火山での観測データの収集・研究分析及び関係機関との連携、観測・予知体制の強化。	1-2 5-2
	地域づくり総合交付金〔道〕	市が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成。	2-4 2-3
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金〔国〕	【地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業】 災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給の導入を支援。	2-4 3-1
市民生活部	地域バイオマス利活用促進事業〔国〕	バイオマス産業都市選定地域の課題に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要な調査・設計・施設整備の支援。	5-2
	バイオマス利活用推進事業〔道〕	産学官ネットワーク組織（北海道バイオマスネットワーク会議）の運営、フォーラム等の開催、市による活用推進計画等の策定等の支援等。	5-2
	木質バイオマス資源活用促進事業〔道〕	急増する木質バイオマス需要に対応するため、林地未利用材の有効活用を進め、原料の安定供給を図るとともに、バイオマスの熱利用を促進するため小規模分散型の利用を促進。	5-2
	水素社会推進事業〔道〕	仕様段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組の推進。	5-2
	リサイクル産業振興対策〔道〕	リサイクル製品の事業化に向けた取組に対する支援等を行うことにより、本道における新たなリサイクル産業を創出。	5-2
	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業〔その他〕	地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的、効率的に利用し、非常時にも対応可能なエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し支援し、エネルギー自給・地域循環の取組を促進するとともに、送電線の系統制約の生じている地域の新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組を支援。	5-2
	ごみ処理広域化・集約化事業費〔道〕	人口減少などの社会情勢の変化、CO2削減の必要性、多発する災害対策などの新たな課題を踏まえ、現在のごみの広域化計画を見直し、新たな計画の策定を推進。	6-1
経済部	省エネルギー・新エネルギー促進事業〔道〕	「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発導入を促進。	5-2
	新エネルギー等率先導入推進事業〔道〕	国の電源立地地域対策交付金を活用し、地域において、道自らが道有施設への率先した新エネ導入や省エネを行うことにより、道内市町村や企業等への普及拡大を促進。	5-2
	新エネルギー導入加速化事業〔道〕	新エネルギー導入加速化基金を設置し、エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、本道における新エネルギー導入等を加速化。	5-2
	地域資源活用基盤整備支援事業〔その他〕	発電事業者が行なう送電線を整備する事業に要する費用を支援し、地域のエネルギー資源を最大限に活用。	5-2
	地域主体の新エネ導入支援事業〔道〕	地域のエネルギー資源を活かした地域経済の活性化を図る取組を支援し、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速化。	5-2
	林業・木材産業構造改革事業〔市、森林組合等〕	林地未利用材や製材端材等のエネルギー利用を図るために、収集、運搬、利用施設等の整備に対する支援。	5-2
	企業立地促進費補助〔その他〕	北海道産業振興条例に基づき工場等を新增設する者に対して助成。	3-1 4-1

所管名	推進事業名	事 業 概 要	リスク シナリオ
	農業農村整備事業〔道、市、その他〕 国補助事業名 ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化防災減災事業	【農業農村整備事業】 ほ場の大区画化、農地の排水対策、老朽化した農業水利施設等の長寿命化など、農業の生産力や競争力強化、農村地域の国土強靭化に不可欠な整備。また、国直轄事業の経費の一部を負担。 【農村地域防災減災事業】 地すべり防止施設の更新等。防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査。	4-2
		【農地整備事業（通作条件整備）】 道路施設の老朽化対策等。	1-2
		【農業水路等長寿命化防災減災事業】 防災重点ため池のハザードマップを作成。	1-3
	治山事業〔道〕 国補助事業名 ・治山事業 ・農山漁村地域整備交付金	【治山事業】 山地災害防止のための治山施設整備など。 【防災林造成事業】 飛砂等による被害の防止・軽減。	1-2 4-3
	中小企業総合振興資金貸付〔道〕	中小企業者の経営基盤の強化等を図り本道経済の発展に資するため、金融機関に原資を預託し、中小企業者に対する融資を促進。	1-1 4-1
	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業〔その他〕	地域の観光団体等が、観光振興に係る受入体制整備や新たな商品づくりを図る事業に対して経費の一部を助成。	5-1
	データセンター集積推進事業〔道〕	北海道の冷涼な気候を活かし、データセンターの誘致を促進。	3-1 4-1
	サテライトオフィス誘致事業〔道〕	本社機能の移転・拡充やサテライトオフィス等の誘致活動等を展開。	4-1
	中山間地域等直接支払事業〔その他〕	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援。	4-2
	経営所得安定対策直接支払事業〔道、その他〕	経営所得安定対策等の推進に必要な活動を行うとともに、市が行う普及推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成。	4-2
	強い農業担い手づくり総合交付金事業〔道、市、その他〕	農業生産の高品質・高付加価値化や低コスト化の推進、自給飼料生産拡大等に必要な施設整備等に対する支援。	4-2
	多面的機能支払事業〔その他〕	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など、地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援。	4-3
	地域がうるおう農村ツーリズム発展事業〔道〕	農村を中心とした地域ぐるみの受入体制により国内・外の観光需要を取り込み、農村地域の所得向上や交流・関係人口の増加による活性化を図るために、受入の中核となる人材や事業者の連携による魅力ある多様なコンテンツの開発を推進し、優良事例の情報発信により全道へ普及・定着を促進。	4-3
	特別対策事業〔道〕 小規模治山事業〔道〕	山地災害防止のための治山施設整備など。	1-2 4-3
	地すべり調査管理〔道〕	地すべり変動等の調査。	1-2 4-3
	山村防災情報共有体制整備事業〔道〕 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	国補助事業名 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備など。	1-2 4-3
	森林整備事業〔道、市、森林組合等〕 国補助事業名 ・森林環境保全整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・地方創生整備推進交付金	【林道事業】 森林整備を実施する上で重要な基盤となる林道等の路網整備を推進。 【造林事業】 森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を推進。	1-2 5-4 4-3 1-2 5-3

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	地域森林計画編成事業〔道〕	森林法に基づき地域森林計画を策定するとともに、必要な資源調査等を実施。	1-2 4-3
	産地生産基盤パワーアップ事業〔市〕	水田、畑作、野菜、果樹等の産地の創意工夫による地域の強みを生かしたイノベーションの取組や生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための取組等を総合的に支援する事業。	4-2
	富良野市民有林育成推進事業〔市〕	森林の手入れにかかる負担を軽減するため、国費補助事業で対象となる人工造林（植栽）や除間伐を行う場合、経費の一部を助成。	1-2 4-3
	エゾシカ対策推進事業〔道〕	北海道エゾシカ管理計画（第5期）に基づき、個体数調査や対策協議会などの実施により、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を促進。	4-3
	捕獲従事者育成等事業	地域における捕獲従事者の育成を推進するため、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研修等の実施。	4-3
	エゾシカジビエ利用拡大推進事業〔道〕	エゾシカジビエの利用拡大を図り、狩猟捕獲を促進するため、食肉処理施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援等。	4-3
	農業次世代人材投資事業〔道、市、その他〕	農業次世代人材投資資金（準備型、経営開始型）を交付。	4-2
	災害時外国人多言語支援事業〔道〕	災害時に要援護者である外国人居住者への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、協力企業の確保、「災害時多言語サポートー」の登録拡大等を推進。	5-1
建設水道部	社会资本整備総合交付金〔道、市〕	【道路事業】 道路の新設、改築、修繕等に関する事業、市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化の実施。冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。なお、具体的な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	1-1 1-4 5-4
		【都市公園・緑地等事業】 公園施設の長寿命化対策工事や耐震化工事を実施。	1-1
		【地域住宅計画に基づく事業】 災害に強いまちづくりを進めため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業、空き家再生等推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業等を推進する。	1-1 2-3
		【住環境整備事業】 災害に強いまちづくりを進めため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業等を推進する。	1-1 2-3
	【都市再生整備計画に基づく事業】 文化芸術の創造と発展を軸として、まちの賑わいを創出するため、都市再生整備計画事業を推進する。	1-1	
		【市街地再開発事業】 防災機能や多目的オープンスペース、商業施設など都市機能の再集積を図るため、防災機能や多目的オープンスペース、商業施設など都市機能の再集積を図るため、富良野市立地適正化計画、富良野市地区再生計画、街区整備計画に基づき富良野市計画東5条3丁目街区地区第一種市街地再開発事業を実施する。	2-3
		【道路事業】 道路の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業、市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化、道路案内標識の整備。除排雪の円滑な実施を図るための除排雪機械・凍結防止剤散布車の更新・増強。なお、具体的な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	1-1 1-4 5-1 5-4
建設水道部	防災・安全交付金〔道、市〕	【河川事業】 ・ 河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備等の治水対策を道が実施。 ・ 橋門・橋管及び排水機場等の河川管理施設の長寿命化計画に基づく計画的な更新を道が実施。 ・ ダム本体及び附帯施設、周辺地山並びに貯水池周辺の安全を確保し機能を十分発揮させるための施設の改良。 ・ ダム管理用制御処理設備の整備。 ・ 河川情報関連機器の整備や機能向上を伴う更新を道が実施。	1-3 1-6
		【砂防事業】 ・ 砂防関係施設整備等の土砂災害対策 ・ 火山噴火被害を防止・軽減するための火山噴火緊急減災対策。	1-2 1-3 5-1

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
建設水道部	住宅市街地総合整備促進事業費補助〔道、市〕	【下水道事業】 ・下水道施設の耐震化の実施、ストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新。	5-3
		【都市公園・緑地等事業】 公園施設の長寿命化対策工事を実施。 ＜道実事業＞ 道南四季の杜公園ほか北海道都市公園安全・安心対策事業	1-1
		【地域住宅計画に基づく事業】 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業、空き家再生等推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業等を推進する。	1-1 2-3
		【住環境整備事業】 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物省エネ改修推進事業等を推進する。	1-1 2-3
	【空き家対策総合支援事業】 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進する。		1-1
		【地域住居機能再生推進事業】 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅市街地総合整備事業を推進する。	1-1
	地籍調査事業〔市〕	【地籍調査事業】 持続的な農業経営に資する取組み及び災害後の迅速な復旧・復興の為、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者・地番・地目・境界の調査・測量を行い、東山地区からの地籍調査の実施。	4-2 6-1
	営繕工事監理〔道、市〕	庁舎等の施設の長寿命化診断など。	1-1
	地域居住機能再生推進事業〔道、市〕	老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替えや改善、高齢化の著しい地域における大規模団地等の地域居住機能を再生する建替え等。	1-1
	I C アクセス道路補助〔道〕	市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化・I Cへのアクセス道路の整備。	1-1 5-4
	無電柱化推進計画事業補助〔道〕	地方公共団体が策定する「無電柱化推進計画」に基づき実施する無電柱化事業。	1-1
	治水維持補修〔道〕	・砂防・地すべり・急傾斜等の施設及び海岸保全施設の補修・維持管理。 ・河川及び河川管理施設を適正に管理することにより、治水、利水の機能保持や、良好な河川環境を保全。	1-2 1-3 5-1
	特別対策事業〔道〕	【道路新設改良】 道路整備や道路の防災対策、地方道や悪節道路の整備、交通不能区間等や落石等の危険箇所の解消。	5-4
		【道路維持】 安全な道路交通の確保のため交差点改良や歩行空間のバリアフリー化、歩道・自転車歩行者道の整備。	5-4
		【河川】 治水対策及び安全で快適な水辺空間の整備。	1-3
		【砂防】 土石流・火山汚泥流等に対する砂防堰堤・遊砂地・床固工群等の砂防設備、火山噴火に起因する火山泥流等の災害防止のための整備。	1-2
	特定緊急砂防事業〔道〕	【積雪寒冷機械整備】 除排雪の円滑な実施を図るため、除排雪機械・凍結防止剤散布車の更新・増強。	1-4
		砂防施設整備等の土砂災害対策。	1-2
		国直轄事業の経費の一部を負担。	1-2
	特定土砂災害対策推進事業〔道〕	砂防関係施設整備等の土砂災害対策。	1-2

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	土木施設維持管理[道]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川等の公物等を適正に管理するための巡視等パトロール業務。</li> <li>・内水を排水するポンプ施設を備えた排水機場の維持管理（点検補修費、電気代、燃料代）。</li> <li>・ダム本体及び通信・管理設備並びに貯水池周辺の附帯設備を管理し、治水、利水の機能保持や良好な河川環境を保全。</li> <li>・河川管理に必要な水位計、雨量計、無線中継局などの維持管理（点検補修費、電気代、NTT回線料等）。</li> </ul>	1-2 1-3 5-1
	都市小河川改修事業[市]	都市河川や準用河川について、河道の掘削、築堤、遊水地の整備等の治水対策を市町村が実施。	1-3
	直轄河川事業[国]	国直轄事業の経費の一部を負担。	1-3
	道路除雪[道]	冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。	1-4
	補助道路除雪事業[道]	冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。	1-4
	直轄道路事業[国]	国直轄事業の経費の一部を負担。	5-4
	地域連携推進事業費補助[道]	地域高規格道路の整備。	5-4
	特定道路事業交付金[道]	開発道路の整備。	5-4
	大規模修繕・更新補助事業[道]	地方公共団体が策定した長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置づけられた施設の大規模修繕・更新事業。	5-4
	土砂災害対策道路事業補助（道路事業）[道]	重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業。	5-4
	道路維持補修[道]	道路を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保に努め、住民ニーズに対応した道路の維持管理。	5-4
	道路メンテナンス事業補助（道路事業）[道、市]	長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等）。	5-4
	建設業経営体質強化対策事業[道]	建設産業の担い手の確保・育成を図るため、建設業団体等が行う人材確保・育成等の取組に係る事業経費の一部を補助するとともに、建設産業の魅力・役割等を発信するイベントや、人材確保・育成に向けた研修会等を開催。	6-2
	公共施設等適正管理推進事業債[市]	保有する公共施設の適正な管理を推進。	1-1 1-2 1-3 5-1 5-4
教育委員会	学校施設環境改善交付金[国]	子どもたちの学習・生活の場であるとともに災害時には子どもたちの命を守り、また、避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を推進するため経費の一部を補助。	1-1
	特別支援学校施設整備事業[道]	教育環境の改善、建物の耐久性向上及び建物の損耗・機能低下に対する復旧措置。	1-1
	保育所等整備事業[国]	保育環境の改善。耐震化、防災機能の強化、創設、大規模改修	1-1
	認定こども園施設整備支援事業[国]	教育環境の改善。耐震化、防災機能の強化、創設、大規模改修	1-1
	学校安全対策事業[道]	防災教育啓発資料の配布（札幌市を除く全道の小、中、高、特別支援学校の新1年生）	5-1
	防災教育推進事業[道]	防災教育に関する安全教育モデルの普及・啓発、事業冊子の配布（札幌市を除く各学校、市町村教育委員会）。	5-1
富良野広域連合富良野消防署	緊急消防援助隊設備整備事業[国、消防]	災害対応能力強化のため、災害用資機材等の整備を推進。	2-2
	広域連合内通信一元化事業[消防]	災害対応能力強化のため、消防救急デジタル無線の強化及び高機能指令センターの整備。	2-1
富良野広域連合環境衛生センター	基幹的設備改良事業[国]	施設延命化計画に基づき、効率的な基幹的設備改良事業を推進	1-1